

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会内部管理体制の基本方針

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、令和6年3月18日、理事会において、本会の役員等及び職員（再雇用職員並びにパート職員及び労働者派遣に関する契約に基づき本会に派遣され本会の業務を行うものを含む。以下、「役員・職員等」という。）の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本会の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 役員・職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 理事会は、年2回の定時理事会や必要に応じて開催する臨時理事会を開催し、法令・定款・評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事長並びに業務執行理事及びその他理事の職務執行を監督する。
 - 2) 理事会及び評議員会は、適正な意思決定に基づく権限行使ができるよう、定款の定めに基づき、適正な運営を行う。
 - 3) 理事長は、職務分掌・決裁権限を明確にし、役員・職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
 - 4) 理事長は、役員・職員等の職務の執行が、法令、定款、諸規程及び社会規範に適合することを確保するため、コンプライアンスに係る規程等を定め、役員・職員等に周知・徹底を図り、役員・職員等はそれを遵守する。
 - 5) 理事長は、本会の内外から匿名相談できる通報窓口を設置して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
 - 6) 役員・職員等は、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を一切遮断する。
2. 役員・職員等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 理事長は、理事会及び評議員会の議事録その他役員・職員等の職務執行に係る情報について、法令に基づき、適切に作成、保存及び管理することを、役員・職員等に周知・徹底する。
 - 2) 理事長は、個人情報保護に関する規程等を定め、これに基づいて適切な管理体制を整えることにより、個人情報の適切な管理、情報漏洩の防止等を図る。
3. 損失の危険に関する規程その他の体制
 - 1) 理事長は、本会の有するリスクの管理を適切に行うため、リスク管理を所管する部署を定めるとともに、本会の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある重要リスクや各所管部署にまたがるリスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
 - 2) 理事長は、大規模な災害、重大な感染症等の発生に備え、本会の事業継続計画及び介護保険に係る業務継続計画を策定するとともに、平時及び非常事態発生時等における対応の研修や訓練を実施する。

- 3) 理事長は、預金又は国債等有価証券で運用する資産の運用にあたっては、適正かつ効率的な運用を図る。具体的な運用にあたっては、本会の理事長、常務理事、部長以上の職員等で構成される調整会議でリスクを十分に検討したうえで行う。
 - 4) 各部長は、各所管部署の業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案し、部内の職員に周知して実施するとともに、必要に応じてリスク対策の見直しを行うなどリスクマネジメントを実施する。
4. 役員・職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 理事長は、経営理念に沿った中期経営計画及び年度ごとの事業計画を策定し、これらを役員・職員等に周知する。
 - 2) 理事長は、中期経営計画や事業計画のほか、法人の経営課題の解決と経営目標達成に係る事項及び業務執行上における重要事項を審議又は協議するため、経営会議を設置する。
 - 3) 理事長は、役員・職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織体制等に係る諸規程及び文書管理等に係る諸規程を定め、これらを役員・職員等に周知する。
 5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - 1) 監事とその職務を補助する職員を置くことを求めた場合、当該職員を置く。
 6. 監事の職務を補助する職員の理事長及び理事からの独立性に関する事項
 - 1) 監事の職務を補助する職員は、監事の指示に従い、その職務を行うものとし、理事長及び理事からの独立性を確保する。
 7. 監事の第5号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監事及び監事の職務を補助する職員が、適切に職務を遂行できる体制を整える。
 8. 役員・職員等が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
 - 1) 監事は、いつでも役員・職員等に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 2) 役員・職員等は、監事から求められた報告を、遅滞なく適正に行う。
 9. 第8号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 理事長は、監事より報告を求められた役員・職員等が当該報告をしたことを理由に、不利益な取り扱いは行わない。
 10. 監事の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 理事長は、監事とその職務において生じる必要な費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該費用を処理し、監事の職務執行が円滑になされるようにする。
 11. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問を通して、役員・職員等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を公平に行う。
 - 2) 理事長と監事は、定期的又は必要に応じて意見交換を行う。